

札幌市子ども・子育て会議委員からの意見に対する札幌市の考え方

【幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準について】

No.	対象事項	意見の概要	意見に対する札幌市の考え方
1	面積基準	保育室等の面積基準は国基準に上乘せするべき。 現行の保育所についての面積基準・職員配置基準は、戦後すぐの日本が経済的に困窮していた時代に定められ、それ以降ほとんど見直しがないと聞いている。 床面積については、社会福祉協議会の研究事業では、現在の面積基準は狭すぎ、2歳未満児に必要な面積基準は4.11㎡/人以上、2才以上児に必要な面積基準は2.43㎡/人とすると結論が導かれている。	札幌市では、保育所の乳児室の乳児1人当たりの面積1.65㎡以上から3.3㎡以上に上乘せしており、現行基準により保育の質は確保されているものと考えております。 今回定める保育室等の面積基準については、保育を行ううえでの最低の基準となり、札幌市としては、現在保育所で運用している最低基準どおりとすることを考えております。
2	食事の提供	外部搬入についての特例は、同じ3歳以上児について外部搬入の食事をする子どもと自園調理の食事をする子どもが別れてしまい、集団生活を送る子どもの教育環境として良くないと思う。春の節句やクリスマスに行事食を食べる際、子どもたちが別々のものを食べているのは、説明がしにくいし、楽しみを共有することができないと思う。 外部搬入は認めないことにして、移行期間を設けてはどうか。	1号認定の子どもへの食事の提供は園の判断となりますが、食事を提供する場合、札幌市としては、自園調理を促進したいと考えており、この場合は、1号認定の子どもと2号認定の子どもで同じ食事内容となります。 しかしながら、幼稚園での調理室の設置は、園舎や敷地の空きスペースや設置費用の問題などから、食事の自園調理は困難な場合があることが想定されます。 幼稚園を対象に実施した食事の提供に関するアンケート調査では、給食の外部搬入を認めない場合、幼稚園から幼保連携型認定こども園への移行に影響があると回答された園が約7割となっております。 札幌市では、当該認定こども園の設置推進を図るため、既存の幼稚園から移行する場合には、栄養士又は管理栄養士を置く場合に限り、食事の外部搬入を認めることを考えております。
3	食事の提供	現行認定こども園法においては、保育に欠ける・欠けないを問わず、給食が同じように提供される事が望ましいとされている。当面外部搬入を容認したとしても、乳幼児期における食育の意義は大きく、経過措置期間を設けた上で自園調理を上乘せすべきと思う。	
4	食事の提供	全ての園児を自園調理とした場合、現行の幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行するのに支障が出る。	
5	食事の提供	一つの園舎の中で生活する子ども達が、二通りの給食内容を提供されるのではなく、園での生活を共にする子ども達のためにも、また、教諭・保育士の業務の煩雑さを解消する為にも、統一献立調理が望ましいと感じる。	
6	職員配置	職員配置の基準については、保育の質確保のため、他指定都市と同様に札幌市においても国基準の上乘せを考慮すべき。	職員の配置については、国の子ども・子育て会議において、基準の引き上げについて意見が出されており、国では、公定価格の議論の中で基準を決定するとし、今後、当該基準に応じた公定価格が定められることとなります。
7	職員配置	職員配置基準は国基準に上乘せするべき。 現行の保育所についての面積基準・職員配置基準は、戦後すぐの日本が経済的に困窮していた時代に定められ、それ以降ほとんど見直しがないと聞いている。	国が示す職員配置基準は、現在の幼稚園又は保育所の基準と同等以上となることを見込まれることから、札幌市としては、国基準どおりとすることを考えております。

No.	対象事項	意見の概要	意見に対する札幌市の考え方
8	職員配置	<p>公定価格が示されてからの議論となると思うが、1歳児の配置基準において他都市の加配も参考に5:1の加配上乗せの検討を望む。1歳児前半は歩行の未完成・離乳食未完了と個別の発達支援の配慮が求められる。(特に、1歳児6名の食事の介助・指導を1人で行うのは極めて困難。)</p>	
9	職員配置	<p>乳児室の面積基準について、国基準の1.65㎡以上/人を3.3㎡以上/人に上乗せを行うことが資料から理解できた。 実際に保育現場では、0歳児3人に保育士1人という国・札幌市の基準に関して、一番手のかかる0歳児の保育士が足りないために、質の高い保育が提供できるかどうか不安があるとの声を聞いた。例えば、母親1人で三つ子を見るのと同じで、それが新制度への質の高い保育と言えるのか、もう一度検討する必要があると思う。面積も必要であることは理解できるが、保育士を十分に拡充することも大事だと思う。保育士が少ないと子供達もそうだが、保育士への負担も多くなり、質の高い保育は提供できなくなる悪循環だと考える。</p>	
10	職員配置	<p>児童の感染症への対応、育児相談等の保護者支援のために保育園に看護師を必置とするほか、事務員、栄養士の設置を必置とすべき。</p>	<p>国では、養護教諭、事務職員を置くように努めることとしており、当該職員の価格上の扱いについては、公定価格の議論において検討するとしております。</p>